

関係学校法人理事長 殿
関係社会福祉法人理事長 殿

東京都生活文化局私学部長
井 上 直
(公印省略)

令和7年度幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金の交付申請書の提出について(依頼)

このことについて、幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする場合は、下記により交付申請書を提出してください。

なお、令和7年3月12日付事務連絡にて、今年度の標記補助金については、申請意向調査にご回答頂いた法人・設置者からのみ交付申請を受け付ける旨ご案内していたところですが、国の運用変更を受けて、ご回答のなかった法人・設置者からも申請を受け付けることといたしました。この補助金の交付を希望しない場合、交付申請書の提出は不要です。

本通知に係る資料は、以下のアドレス(私学部HP)からダウンロードをお願いします。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000713>

記

1 補助内容

(1) 補助対象経費 ※詳細は、別添Q&Aを御参照ください。

①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のIからIVに掲げる機能を1つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費。(システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む。)

- I. 教育に係る計画・記録に関する機能
- II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- III. 保護者等との連絡に関する機能
- IV. キャッシュレス決済に関する機能

②上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用。

(2) 補助対象施設

- 学校法人立幼稚園
- 学校法人立幼稚園型認定こども園
- 学校法人立幼保連携型認定こども園
- 社会福祉法人立幼保連携型認定こども園

(3) 補助基準額及び補助率

- 1施設当たり 1,000,000円(6学級以下)
- 1,500,000円(7学級以上)

※学級数は、補助申請年度の学校基本調査で回答のあった学級数

(認定こども園における3号児の学級数は、公定価格における教職員配置基準により算出する。)

2 提出書類

別紙「令和7年度 幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助 提出書類一覧」のとおり

※1 「記入例」、「交付申請書のつづり方及びチェックシート」を参照して作成してください。

※2 印鑑証明書は、令和7年9月1日以降のものを提出してください。

※3 提出書類は、全てA4版で提出してください。

3 提出方法 <郵送または jGrants※>

(1) 郵送

下記住所宛に郵送によりご提出をお願いいたします。

封筒に「令和7年度幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金 交付申請書在中」と朱筆で明記してください。

(2) jGrants※

※電子申請（jGrants）の利用について

今年度から、本補助金ではデジタル庁が運営する補助金の電子申請システム（jGrants）を利用したオンライン申請が可能となりました。ご利用の際は「G Biz ID」の取得後、以下 URL からご提出ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUw1MAH>

- ・ 「G Biz ID」について <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・ 電子申請システム（jGrants）について <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
- ・ 「G Biz ID」取得ならびに電子申請における留意事項は、別添の「補助金申請システム「jGrants」利用のご案内」を必ずご確認ください。
- ・ ご利用のマニュアルは別紙のとおりです。

4 提出期限

令和7年10月17日（金曜日）<郵送または jGrants> 期限厳守

※期限前でも随時受け付けます。書類が整い次第ご提出ください。

※ご提出が遅れる恐れがある場合は、必ず事前にご相談ください。ご相談いただいておりますが、ご提出が期日までに確認できない場合は、申請のご意向無しとして取扱いさせていただきます。

5 提出先

東京都生活文化局私学部私学振興課（助成担当） 渡邊
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03-5388-3182（直通）
E-mail：S1161501@section.metro.tokyo.jp

6 留意事項

- (1) 申請に当たっては、本通知の他、「幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金交付要綱」及び「Q&A」を必ずお読みください。
- (2) 令和7年度申請分の補助対象事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約、システム導入（設定、納品）、支払（領収書発行）を完了したものが対象となります。いずれかの行為が当該期間以外に行われた場合、補助の対象とはなりません。
- (3) 資料の電子化及び幼児教育の質の向上に係るシステムの導入に係る補助のため、パソコンやタブレットなどのICT機器のみを購入する場合には申請できません。
- (4) 申請するシステムは申請書の申請区分のいずれかを満たしていることが必要です。
- (5) これまでに補助を申請したことがある場合は、システムの改修・拡張、新機能の追加以外は申請できません。なお改修・拡張とは機能内容の向上等であり、前年度以前に導入されている機能と同機能のシステムのライセンス数の増加やそれに伴う機器台数の増加などは含みません。
- (6) 補助金の交付対象となったシステム及び関係機器は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その目的に従って使用する必要があります。

これらの設備のうち、取得価格が1個または1組50万円以上のものについて、別に定める期間内に都の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付または担保に供してはなりません。期間前に処分等を行う場合には、私学部を通じて知事に届ける必要があります。

- (7) 実績報告書提出時に必要な書類（「令和7年度幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助 提出書類一覧」参照）は、適宜準備を進めておいてください。
- (8) 支払金口座振替依頼書、委任状等は、実績報告書の提出時に添付していただく予定です。

7 今後のスケジュール（予定）

交付決定	令和7年11月
実績報告書の提出	令和8年1月31日までに事業が完了する場合・・・令和8年2月頃 令和8年2月1日以降に事業が完了する場合・・・令和8年4月3日（金曜日）
補助金支払	令和8年5月末頃